

管理人	監理員

岐阜県住宅供給公社 理事長 様

年 月 日

住宅所在地 _____

住宅名 県営 住宅 棟 号室

氏 名 _____

(携帯番号)

電話番号 _____

県営住宅模様替え（増築）承認申請書

次のとおり県営住宅の模様替え（増築）をしたいので承認されるよう申請します。

記

模様替え（増築）の 名称	<input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> インターネット接続 <input type="checkbox"/> ウォシュレット <input type="checkbox"/> 家具の固定器具 <input type="checkbox"/> アンペア変更 <input type="checkbox"/> 手摺り <input type="checkbox"/> BS/CS アンテナ その他()
使用場所及び面積	(別紙設計図のとおり)
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで (日(月)間)
模様替え（増築）を する目的及び理由	<input type="checkbox"/> 生活環境改善 <input type="checkbox"/> 娯楽や趣味 <input type="checkbox"/> 安全確保 その他 ()
住宅明渡しの 場合の処置	<input type="checkbox"/> 申請者の負担により現状に回復します。 その他 ()
連絡先	自宅： _____ 会社等： _____ (名称： _____)

年 月 日

裏面条件を付して承認します。

大垣市今宿6丁目52番地18

岐阜県住宅供給公社

理事長



(裏面)

県営住宅模様替え承認条件

1. 模様替えについては申請書に添付された設計書により専門業者に工事を委託すること。
2. 模様替えによる費用およびこれにより生じる損害はすべて申請者の負担とする。
3. 住宅明渡しの場合は、申請者の負担により現状に回復すること。
4. 契約電気の増量については、事前に電力会社に連絡して工事を施行すること。
(なお、貴住宅の契約電気量の最大は 30 Aを限度とする。)
※上限を超えるアンペア(A)への変更は、如何なる理由があっても認められません。
機器は、購入される前に充分確認してください。
5. 北側窓の手すりにクーラーの屋外気を設置しないこと。また、壁にクーラースリーブ用の穴を開けないこと。
6. 光ケーブル契約解約時及び退去時には、必ず申し込み先へ解約等の手続きをすること。
7. 光ケーブル申し込み先との契約内容トラブルは、一切責任を負いません。
8. 光ケーブル契約の際には必ずマンションタイプを選択すること。
9. 各戸への配線はP S内部を通すこと。
10. BS/CS アンテナ等の設置については、誓約書の提出をする事。
11. その他